

社会保障に関する日本国とハンガリーとの間の協定

日本国及びハンガリーは、

社会保障の分野における両国間の関係を規律することを希望して、
次のとおり協定した。

第一部 総則

第一条 定義

1 この協定の適用上、

- (a) 「一方の締約国」及び「他方の締約国」とは、文脈により、日本国又はハンガリーをいう。
- (b) 「国民」とは、次の者をいう。

日本国については、日本国の国籍に関する法律にいう日本国民

ハンガリーについては、国籍に関する法律によりハンガリー国民とされる自然人

「法令」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度に関する日本国の法律及び規則

ハンガリーについては、次条2に規定する社会保障の計画及び制度に関するハンガリーの法律及び規則

(d) 「権限のある当局」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度を管轄する政府機関
ハンガリーについては、ハンガリーの法令によつて規律される社会保障の計画及び制度に責任を有するハンガリーの大臣、省又はその他の関係当局

(e) 「実施機関」とは、次のものをいう。

日本国については、次条1に掲げる日本国の年金制度及び日本国の医療保険制度の実施に責任を有する保険機関（その連合組織を含む。）

ハンガリーについては、ハンガリーの法令の実施に責任を有する機関又は当局
「保険期間」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令のうち次条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に関するものによる保険料納付期間及び給付を受ける権利の確立に際して当該法令に基づき考慮されるその他の期間。ただし、社会保障に関する他の協定であつてこの協定と同種のものにより、当該法令による給付を受ける権利を確立するために考慮することとされた期間は、含めない。

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による保険料納付期間及び保険料納付期間とみなされるその他のもの

(g) 「給付」とは、次のものをいう。

日本国については、日本国の法令による年金その他の現金給付

ハンガリーについては、ハンガリーの法令による年金その他の現金給付（当該給付に追加して、当該法令により資格を有する者に対して支払われる補完給付、補足給付又は増加給付を含む。）

2 この協定の適用上、この協定において定義されていない用語は、それぞれの締約国の法令において与えられている意味を有するものとする。

第二条 この協定の適用範囲

この協定は、

1 日本国については、

(a) 次の日本国の年金制度について適用する。

(i) 国民年金（国民年金基金を除く。）

(ii) 厚生年金保険（厚生年金基金を除く。）

(iii) 国家公務員共済年金

(iv) 地方公務員等共済年金（地方議会議員の年金制度を除く。）

(v) 私立学校教職員共済年金

（ii）から（v）までに掲げる日本国の年金制度は、以下「日本国の被用者年金制度」という。）

ただし、この協定の適用上、国民年金には、老齢福祉年金その他の福祉的目的のため経過的又は補完的に支給される年金であつて、専ら又は主として国庫を財源として支給されるものを含めない。

(b) 次の法律（その改正を含む。）により実施される日本国の医療保険制度について適用する。

(i) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

(ii) 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）

(iii) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）

(iv) 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）

(v) 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）

(vi) 私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）

(vii) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）

ただし、この協定の適用上、第五条、第十四条から第二十一条まで、第二十六条、第二十七条、第三十条（3の規定を除く。）及び第三十三条2の規定は、(a)に掲げる日本国の年金制度についてのみ適用する。

2 ハンガリーについては、次の事項に関する法律及び規則について適用する。

(a) 保険に係る義務並びに社会保険の給付及び失業した場合に支払われる給付に充てる保険料の納付

(b) 社会保険の年金給付

ただし、この2に規定する法律及び規則には、ハンガリーと第三国との間で現在締結されており、若し

くは将来締結されることのある社会保障に関する協定その他の国際約束又はその個別の実施のために制定された法律及び規則を含めない。

第三条 この協定の適用を受ける者

この協定は、一方の締約国の法令の適用を受けているか又は受けたことがある者並びにこれらの者に由来する権利を有する家族及び遺族について適用する。

第四条 待遇の平等

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、前条に規定する者であつて一方の締約国の領域内に通常居住するものは、当該一方の締約国の法令の適用に際し、当該一方の締約国の国民と同等の待遇を受ける。この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国の日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもつて滞在することをいう。

第五条 海外への給付の支払

1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域外に通常居住することのみを理由として給付を受ける権利の取得又は給付の支払を制限する当該一方の締約国の規定は、他方の締約国

の領域内に通常居住する者については、適用しない。

- 2 一方の締約国の法令による給付は、第三国の領域内に通常居住する他方の締約国の国民に対しても、その者が当該一方の締約国の国民であつた場合と同一の条件で支給する。

- 3 この条の規定の適用上、ハンガリーの法令の適用については、「通常居住する」とは、その滞在に関するハンガリーへの最初の入国日から三箇月を超えて継続的に滞在する意図をもつて滞在することをいう。

第二部 適用法令に関する規定

第六条 一般規定

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、一方の締約国の領域内において被用者又は自営業者として就労する者については、その被用者又は自営業者としての就労に關し、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

第七条 被用者及び自営業者に係る特別規定

- 1 一方の締約国の法令に基づく制度に入り、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者

と雇用契約を有している者が、当該雇用者により当該一方の締約国の領域から他方の締約国の領域内において就労するために派遣され、かつ、その就労に關し他の雇用契約を締結しない場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

2 1の規定の適用を受けない者であつて、一方の締約国の法令に基づく制度に加入し、かつ、当該一方の締約国の領域内に事業所を有する雇用者と雇用契約を有しているものが、当該雇用者により当該一方の締約国から他方の締約国の領域内において就労するために派遣された後に当該雇用者の関連する雇用者との間でも雇用契約を締結し、かつ、当該関連する雇用者が当該他方の締約国の領域内に事業所を有する場合には、その派遣の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その被用者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。両締約国の政府は、この2に規定する関連する雇用者の範囲について合意する。

3 1及び2に規定する派遣が当該派遣の予定された期間を超えて継続される場合には、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、被用者及びその雇用者の共同の申請に基づき、当該派遣に係る被

用者に対しても1及び2に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該派遣の合計期間（この3の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

4 1及び2の規定は、雇用者により一方の締約国の領域から第三国（領域）に派遣されていた被用者が、その後に当該雇用者により当該第三国（領域）から他方の締約国の領域に派遣される場合についても、適用する。

5 一方の締約国の法令に基づく制度に入りし、かつ、当該一方の締約国の領域内において自営業者として通常就労する者が、他方の締約国の領域内においてのみ自営業者として一時的に就労する場合には、当該他方の締約国の領域内における自営活動の予定された期間が五年を超えるものと見込まれないことを条件として、その者が当該一方の締約国の領域内において就労しているものとみなして当該一方の締約国の法令のみを適用する。

6 5に規定する他方の締約国の領域内における自営活動がその予定された期間を超えて継続される場合は、両締約国の権限のある当局又はその指定する実施機関は、自営業者の申請に基づき、当該自営活動に

係る自営業者に対して5に規定する一方の締約国の法令のみを引き続き適用することについて一回に限り合意することができる。当該自営活動の合計期間（この6の規定に基づく当該一方の締約国の法令の適用の延長期間を含む。）は、六年を超えないものとする。

第八条 航空機において就労する被用者に係る特別規定

国際運輸に従事する航空機において被用者として就労する者については、その就労に関し、その者の雇用者の所在する締約国の法令のみを適用する。

第九条 外交使節団の構成員、領事機関の構成員及び公務員

1 この協定は、千九百六十一年四月十八日の外交関係に関するウィーン条約又は千九百六十三年四月二十四日の領事関係に関するウィーン条約の規定の適用を妨げるものではない。

2 1の規定に従うことの条件として、日本国の公務員又は日本国の法令において公務員として取り扱われる者がハンガリーの領域内において就労するために派遣される場合には、その者が日本国領域内において就労しているものとみなして日本国の法令のみを適用する。

3 1の規定に従うことを条件として、ハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者又はハンガリーの法

令においてハンガリーの公務員若しくは公的機関の被用者として取り扱われる者が日本国領域内において就労するために派遣される場合には、その者がハンガリーの領域内において就労しているものとみなしてハンガリーの法令のみを適用する。

第十条 第六条から前条までの規定の例外

両締約国の権限のある当局又はこれらの権限のある当局が指定する実施機関は、被用者及び雇用者の共同の申請又は自営業者の申請に基づき、特定の者又は特定の範囲の者の利益のため、これらの特定の者又は特定の範囲の者にいずれか一方の締約国の法令が適用されることを条件として、雇用又は自営活動の性質及び状況を考慮し、第六条から前条までの規定の例外を認めることについて合意することができる。

第十二条 配偶者及び子

1 日本国の領域内において就労する者であつて、第七条、第九条3又は前条の規定によりハンガリーの法令のみの適用を受けるものに同行する配偶者又は子については、次に掲げる日本国の法令の適用を免除する。

- (a) 第二条1(a)(i)に掲げる日本国の年金制度に関する法令（社会保障に関する協定の実施に関する日本国

の法令に定める要件を満たす場合に限る。）

- (b) 第二条1(b)(iii)及び(iv)に掲げる日本国の医療保険制度に関する日本国の法令（医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令に基づく制度に加入し、かつ、社会保障に関する協定の実施に関する日本国）の法令に定める要件を満たす場合に限る。）
- 2 1に規定する配偶者又は子が別段の申出を行う場合には、1(a)又は(b)の規定は、適用しない。

第十二条 適用の証明

- 1 第二十二条1(b)の規定に従い一方の締約国の権限のある当局によつて指定された連絡機関は、被用者及びその雇用者又は自営業者の申請に基づき、当該被用者又は当該自営業者が当該一方の締約国の法令の適用を受けていることを証明する。
- 2 ハンガリーの連絡機関は、配偶者又は子の申請に基づき、当該配偶者又は子が医療保険の給付（現物給付）に関するハンガリーの法令の適用を受けていることを証明する。

第十三条 強制加入

第六条から第八条まで、第九条2及び3並びに第十一の規定は、各締約国の法令における強制加入につ

いてのみ適用する。第七条の規定は、日本国領域内に事業所を有する雇用者に当該領域内において雇用されている者又は日本国領域内において自営業者として通常就労する者が、第二条1(a)(i)から(v)までに掲げる日本国の年金制度に加入していない場合には、適用しない。

第三部 給付に関する規定

第一章 日本国の給付に関する規定

第十四条 日本国の老齢給付及び遺族給付に係る通算

1　日本国による老齢給付及び遺族給付を受ける権利の取得のための要件を満たすために十分な保険期間を有しない者について、この条の規定に基づいてこれらの給付を受ける権利を確立するため、日本国実施機関は、日本国による保険期間と重複しない限りにおいて、ハンガリーの法令による保険期間を考慮する。ただし、この1の規定は、各共済年金の職域加算年金及び保険料の還付として支給される一時金については、適用しない。

2　1の規定の適用に当たっては、ハンガリーの法令による保険期間は、日本国被用者年金制度の保険期間及びこれに対応する国民年金の保険期間として考慮する。

3 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリ―の法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

第十五条 遺族給付に関する特別規定

1 日本国の法令が、遺族給付（保険料の還付として支給される一時金を除く。以下この1において同じ。）を受ける権利の確立のために初診日又は死亡日が特定の保険期間中にあることを要件として定めている場合において、初診日又は死亡日がハンガリ―の法令による保険期間中にあるときは、遺族給付を受ける権利の確立に当たり当該要件は満たされたものとみなす。ただし、国民年金の下での遺族給付を受ける権利がこの条の規定を適用しなくても確立される場合には、この条の規定は、日本国の被用者年金制度の下での同一の保険事故に基づく遺族給付を受ける権利の確立に当たっては、適用しない。

2 この条の規定の適用に当たっては、ハンガリ―の法令による保険期間であつて、時期が特定されないものは、考慮しない。

3 1の規定の適用に当たっては、二以上の日本国の被用者年金制度における保険期間を有する者については、1に規定する要件は、日本国の法令に従つて、一の日本国の被用者年金制度について満たされたもの

とみなす。

4 第五条1の規定は、初診日又は死亡日において六十歳以上六十五歳未満であった者に関して障害基礎年金又は遺族基礎年金を受ける権利の取得のために日本国の領域内に通常居住していることを要件として定めた日本国の法令の規定に影響を及ぼすものではない。

第十六条 日本国の老齢給付及び遺族給付の額の計算

1 日本国の実施機関は、第十四条1又は前条1の規定の適用により日本国の法令に基づく老齢給付及び遺族給付を受ける権利が確立される場合には、2から5までの規定に従うことを条件として、日本国の法令に従つて給付の額を計算する。

2 遺族基礎年金その他の保険期間にかかわらず一定額が支給される給付に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間及び保険料免除期間並びにハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該保険料納付期間及び保険料免除期間を合算した期間の比率に基づいて計算する。

3　日本国の被用者年金制度の下での遺族給付（日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に満たない場合に支給されるものであつて、支給される当該給付の額が当該定められた期間に基づいて計算されるものに限る。）に関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1又は前条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、日本国の被用者年金制度における保険期間及びハンガリーの法令による保険期間を合算した期間に対する当該日本国（日本国）の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。ただし、当該合算した期間が当該定められた期間を超える場合には、当該合算した期間は、当該定められた期間と同一の期間とする。

4　2及び3の規定による日本国（日本国）の被用者年金制度の下での給付の額の計算に関しては、当該給付を受ける権利を有する者が二以上の日本国（日本国）の被用者年金制度における保険期間を有する場合には、2に規定する当該給付が支給される年金制度における保険料納付期間又は3に規定する日本国（日本国）の被用者年金制度における保険期間は、当該二以上の日本国（日本国）の被用者年金制度における保険期間を合算した期間とする。ただし、当該合算した期間が3に規定する日本国（日本国）の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合には、3及びこの4に規定する計算方法は、適用しない。

5 老齢厚生年金の一部である配偶者加給その他の給付であつて、日本国の被用者年金制度における保険期間が日本国の法令上定められた期間に等しい場合又はこれを超える場合に一定額が支給されるものに関しては、当該給付を受けるための要件が第十四条1の規定の適用により満たされる場合には、支給される当該給付の額は、当該定められた期間に対する当該給付が支給される日本国の被用者年金制度における保険期間の比率に基づいて計算する。

第十七条 第四条の規定の例外

第四条の規定は、日本国の領域外に通常居住することに基づいて日本国民に対して認められる合算対象期間に関する日本国の法令の規定の適用を妨げるものではない。

第二章 ハンガリーの給付に関する規定

第十八条 通算

1 ハンガリーの法令が給付を受ける権利を確立するために一定の保険期間を満たすことと要件として定めている場合において、完全給付のための十分な保険期間を有しない者については、ハンガリーの実施機関は、日本国の法令による保険期間とハンガリーの法令による保険期間とが重複しないことを条件として、

日本国の法令による保険期間をハンガリーの法令による保険期間として考慮する。

2 ハンガリーの給付が支給されている場合には、日本国による保険期間の追加的な累積の結果として、ハンガリーの給付を変更し、又は再計算してはならない。

第十九条 ハンガリーの部分給付の額の計算

1 ハンガリーの実施機関は、前条1の規定の適用によりハンガリーの法令による給付を受ける権利が確立される場合には、

(a) 両締約国の法令による保険期間であつて通算されたものがハンガリーの法令による保険期間であるとした場合に支給される理論上の給付の額を計算する。

(b) (a)の規定に従つて計算された理論上の額に基づいて、両締約国の法令による全ての保険期間に対するハンガリーの法令による保険期間の比率を適用することにより、実際に支払われる給付の額を決定する。

2 1の規定の適用上、ハンガリーの法令による保険期間における収入及びハンガリーの法令の下で納付された保険料を考慮する。

第二十条 紹付の重複

ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払とハンガリーの法令による他の給付を受ける権利若しくは他の給付の支払又はその他の収入とが重複する場合において、当該一の給付を受ける権利又は当該一の給付の支払を排除し、又は制限するハンガリーの法令の規定は、適當な場合には、ハンガリーの法令による一の給付を受ける権利又は一の給付の支払と日本国の法令による給付を受ける権利又は給付の支払とが重複する場合にも、適用する。

第二十一条 一年未満の保険期間

ハンガリーの法令による保険期間が一年未満であり、かつ、給付を受ける権利が確立されない場合には、ハンガリーの実施機関は、第十八条1の規定を適用せず、かつ、給付を支給しない。

第四部 雜則

第二十二条 行政上の協力

1 両締約国の権限のある当局は、

- (a) この協定の実施のために必要な行政上の措置について合意する。

(b)

この協定の実施を円滑にするため、直接相互に連絡することができる連絡機関を指定する。

(c)

自国の法令の変更（この協定の実施に影響を及ぼすものに限る。）に関する全ての情報をできる限り速やかに相互に通報する。

2 両締約国の連絡機関は、権限のある当局の関与を得て、この協定の実施を円滑にするために必要かつ適切な措置について合意することができる。

3 両締約国の権限のある当局及び実施機関は、それぞれの権限の範囲内で、この協定の実施のために必要な援助を提供する。この援助は、無償で行う。

第二十三条 手数料及び認証

1 一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則において、当該一方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書に係る行政上又は領事事務上の手数料の免除又は軽減に関して規定する場合には、これらの規定は、この協定及び他方の締約国の法令の適用に際して提出すべき文書についても、適用する。

2 この協定及び一方の締約国の法令の適用に際して提出される文書については、外交機関又は領事機関による認証その他これに類する手続を要しない。

第二十四条 連絡

1 この協定の実施に際し、両締約国の権限のある当局及び実施機関は、相互に、及び関係者（その居住地を問わない。）に対して、日本語、ハンガリーリー語又は英語により、直接に連絡することができる。ハンガリーリーの法令による決定その他の文書は、日本国の領域内に居住する関係者に対して、書留郵便により直接に送付することができる。

2 この協定の実施に際し、一方の締約国の権限のある当局及び実施機関は、日本語、ハンガリーリー語又は英語で作成されていることを理由として申請書その他の文書の受理を拒否してはならない。

第二十五条 情報の伝達及び秘密性

1 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（この協定の実施のために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、他方の締約国の権限のある当局又は実施機関の要請に基づき、当該一方の締約国の法令の下で収集された個人に関する情報（当該他方の締約国の法令の実施の

ために必要なものに限る。）を当該一方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達することができる。

3 1及び2の規定に従つて行われる情報の伝達に関し、個人に関する情報は、両締約国の法令その他関連する法律及び規則並びに次の規定により保護される。

- (a) 受領機関は、伝達された個人に関する情報をこの協定を実施する目的のためにのみ使用することができる。ただし、受領国の法律及び規則が刑事法上の法益の保護、課税等の特定の目的のためにこの協定を実施する目的以外の目的で当該情報を使用することを義務付けている場合は、この限りでない。
- (b) 個々の事案において、受領機関は、伝達機関の要請に基づき、伝達された個人に関する情報の使用の目的及び当該使用により得られた結果について伝達機関に通報する。
- (c) 伝達機関は、伝達される情報が正確であること及び伝達の目的に照らして必要な範囲に限定されることを確保する。伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則における個人に関する情報の伝達の禁止に関する規定を考慮しなければならない。誤った情報又は伝達を行うことが伝達国の法律及び規則に合致しない情報が伝達されたことが明らかになつた場合には、伝達機関は、受領機関に対し

直ちにこの事実を通報する。この場合には、受領機関は、直ちに当該情報を訂正し、又は廃棄する。

- (d) 伝達機関及び受領機関は、本人の請求に基づき、当該本人に関する情報の内容、当該情報の使用の目的、法的根拠及び期間並びに当該情報の受領者を当該本人に通報する。
- (e) 伝達された個人に関する情報は、伝達された目的のために必要とされなくなった場合には、受領機関により、受領国の法律及び規則に従つて廃棄される。
- (f) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報の伝達及び受領について記録する。
- (g) 伝達機関及び受領機関は、個人に関する情報を許可されていないアクセス、修正及び開示から効果的に保護する。
- (h) 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関から他方の締約国の権限のある当局又は実施機関にこの協定の規定に基づいて伝達された個人に関する情報によつて損害を被つた関係者が、当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して不服申立てを提出した場合には、当該不服申立てについては、当該他方の締約国の法令その他関連する法律及び規則に従つて取り扱う。
- (i) 本人の請求があつた場合には、受領機関は、受領国の法令その他関連する法律及び規則に従い、不法

に取り扱われた情報の使用を停止し、又は廃棄し、伝達機関に対し直ちにその使用の停止又は廃棄を通報する。本人の請求があつた場合には、伝達機関は、伝達国の法令その他関連する法律及び規則に従い、自らが取り扱つた誤った情報を訂正し、受領機関に対し直ちにその訂正を通報する。

(j) 個人に関する情報の保護に関する権利の侵害があつた場合には、各締約国の法令その他関連する法律及び規則に従い適当な救済措置をとる。

(k) 一方の締約国が受領するこの条に規定する個人に関する情報については、個人に関する情報の秘密の保護のための当該一方の締約国の法律及び規則に従つて適正に処理する。

第二十六条 申請、不服申立て及び申告の提出

1 一方の締約国の法令に基づく文書による給付の申請、不服申立てその他申告が他方の締約国の法令に基づく類似の申請、不服申立てその他申告を受理する権限を有する当該他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に提出された場合には、当該給付の申請、不服申立てその他申告については、その提出の日に当該一方の締約国の権限のある当局又は実施機関に対して提出されたものとみなすものとし、当該一方の締約国の手続及び法令に従つて取り扱う。

2 一方の締約国の権限のある当局又は実施機関は、1の規定に従つて提出された給付の申請、不服申立てその他申告を遅滞なく他方の締約国の権限のある当局又は実施機関に伝達する。

3 一方の締約国の法令に基づく給付の申請、不服申立てその他申告の提出により、他方の締約国の法令に基づく手続は、自動的に開始することとはならない。当該他方の締約国の法令に基づく手續は、当該他方の締約国に給付の申請、不服申立てその他申告が提出されたときに開始される。

第二十七条 給付の支払

1 この協定に基づく給付の支払は、自由に交換することができる通貨によつて行うことができる。いかれか一方の締約国が外国為替取引又は海外送金を制限する措置を実施する場合には、両締約国の政府は、この協定に基づく当該一方の締約国による給付の支払を確保するために必要な措置について、直ちに協議する。

2 この協定の適用範囲の下で行われる送金は、当該送金が行われる日に締約国の領域内において効力を有する法律及び規則に基づいて行う。

第二十八条 意見の相違の解決

この協定の解釈又は適用についての意見の相違は、両締約国間の協議により解決する。

第二十九条 見出し

この協定中の部、章及び条の見出しほは、引用上の便宜のためにのみ付されたものであつて、この協定の解釈に影響を及ぼすものではない。

第五部 経過規定及び最終規定

第三十条 効力発生前の事実及び決定

- 1 この協定は、最も早い場合には、その効力発生の日から給付を受ける権利を確立させるものとする。
- 2 この協定の実施に当たつては、この協定の効力発生前の保険期間及び他の法的に関連する事実についても、考慮する。
- 3 第七条1、2又は5の規定の適用に当たつては、この協定の効力発生前から一方の締約国の領域内で就労していた者については、同条1若しくは2に規定する派遣の予定された期間又は同条5に規定する自営活動の予定された期間は、この協定の効力発生の日に開始したものとみなす。
- 4 この協定の効力発生前に個人について行われた決定は、この協定により確立されるいかなる権利にも影

響を及ぼすものではない。

5 この協定に基づく給付の申請がこの協定の効力発生の日から一年以内に行われる場合には、この協定の適用により生ずる権利は、当該効力発生の日又はそれ以後の最も早い日に取得される。申請がこの協定の効力発生の日から一年を経過した後に行われる場合には、当該申請に係る決定の効力発生の日については、関係締約国の法令が適用される。

6 この協定の適用の結果として、受給者に対し、この協定の効力発生前に権利が確立された給付の額を減額してはならない。

第三十一条 欧州連合の加盟国としてのハンガリーの義務

この協定は、歐州連合の法又は歐州經濟領域に関する協定の下で生ずるハンガリーの権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

第三十二条 効力発生

この協定は、両締約国が、この協定の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の翌月の初日に効力を生ずる。

第三十三条 この協定の有効期間及び終了

1 この協定は、無期限に効力を有する。いずれの締約国も、外交上の経路を通じて他方の締約国に対し書面によりこの協定の終了の通告を行うことができる。この場合には、この協定は、終了の通告が行われた年の翌年の末まで効力を有する。

2 この協定が1の規定に従つて終了する場合には、この協定の下で取得された給付を受ける権利及び給付の支払に関する権利は、維持される。この協定の終了の後も、第五条1の規定は、これらの権利に関し引き続き効力を有する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千十三年八月二十三日にブダペストで、ひとしく正文である日本語、ハンガリー語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

岸田文雄

ハンガリーのために

J・マルトニ